

## 「共同親権」衆院可決へ

## 離婚後 77年ぶり見直し

離婚後に父母いずれかが親権者になる現行の「単独親権」に加え、双方による「共同親権」を可能とする民法などの改正案をめぐり、自民、公明、立憲民主、日本維新の会の4党が共同提出した修正案が12日、衆院法務委員会で賛成多数で可

決された。法案は、来週にも衆院本会議で可決される見通し。▼33面＝当事者の賛否割れる

947年の民法改正で設けられた。改正案が成立すれば、離婚後の親権のあり方が77年ぶりに見直されることになる。

改正案は、裁判によらず協議離婚する父母が合意すれば、共同親権を可能とする。父母の意見がまとまらない場合や裁判

父母の力関係によつて共同親権に一方的に合意させられることへの危惧もある。これに対し私は、協議離婚で共同親権に合意した場合は「真意」に基づく合意なのか確認する措置を設けると付則に盛り込むことで、4党が修了合意した。(久保田一道)

## ぶり見直し

離婚では、家庭裁判所が「子の利益」をもよみて単独か、共同かを判断する。

# 当事者割れる賛否

## 制度不安 ■ 養育責任評価

離婚後の父母双方が親権を持つ「共同親権」の導入を盛り込んだ法案が12日、衆院を通過する見通しどなつた。当事者らの賛否はなおも分かれ  
る。共同親権でも、片方の親だけで決められる場  
面もある。それはどんなケースか。法案審議で  
は、判断の難しさも浮かんだ。

▼1  
面参照

11日午後、衆院法務委員会の中継をネットで視聴していた30代の女性は、「議論が尽くされないままの採決に絶望している」と取材に語った。離婚後も双方の親と接する。たゞ、離婚をめぐる裁判を経験した女性は、「家裁の判断を仰ぐことで自体が大きな負担」と一度を不安心視する。

小学生の子どもと暮らす。元夫は暴力を繰り返し、骨折したこともあった。別居後に裁判を起こし、一、二審で夫による暴力が認められたが、今も最高裁で係争中だ。

改正案では、一方の親に家庭内暴力(DV)や虐待のおそれが認められれば、家裁は単独親権と決めることになつていい

点を持つのが子どもにとって望ましいという考え方があることは知っている。でも、「面会交流など、今の制度を充実させること」で対応できないのか。せめて子どもが意見表明できる権利を保障してほしい」と願う。

共同親権とならない方の親だけで決められる場面がある。衆院法務委員会の質疑では、どのような場面が該当するのかが論点の一つとなつた。

改正案は共同親権でも、「監護及び教育に関する日常の行為」は一方の親だけで決められるとする。「日常の行為」にあたる場面は、食事や衣服をどうするかといった身の回りの世話、習い事の選択などが含まれると法務省は説明してきた。

かる」別居親当事者でつくる「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク（親子ネット）」

共同親權法案

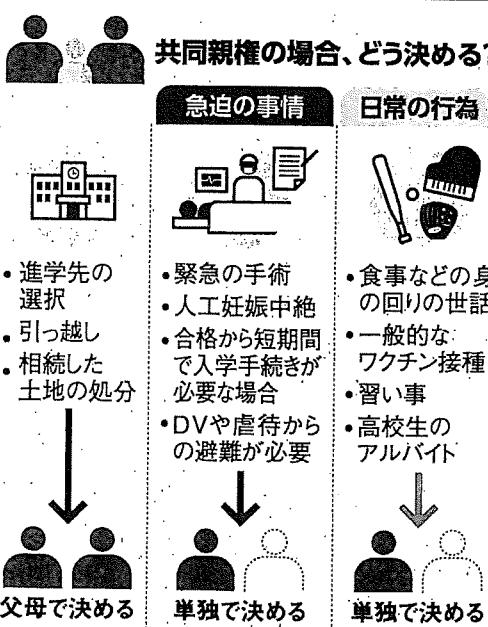
の武田典久代表(56)は  
こう受け止めた。

育費の確保についての規定も盛り込まれた。

つた選択は「基本的に父母が共同して行う」と説明した。

つた選択は「基本的に父母が共同して行う」と説

## 一方の親が決定どんな時？



疑で法務省は、これらに  
加え▽重大な影響のない  
治療や薬の服用、ワクチ  
ン接種▽高校生のアルバ  
イト——なども該当する  
と答弁。一方で、進学先  
や、特別支援学校・学級  
のどちらに通うか、とい  
う選択は、必ずしも親子  
の間で決めるべきであ  
る。

- 進学先の選択
- 引っ越し
- 相続した土地の処分

父母で決める

試験の合格発表から一定の期限までに入学手続きをしなければならない▽緊急に手術が必要になつた——といった例が挙げられていた。法務省は5日の法務委の質疑で、人工妊娠中絶も「急迫の事情に該当しうる」とした。

与野党の協議を経た修正案では「日常」「急迫」の意味などについて「周知を図る」との文言が盛り込まれたほか、今後作成するガイドラインで具体的に示すとの付帯決議もついた。

本的に父  
親の「」と説  
きについて  
立した場  
断すること  
は間に合  
あり、改  
益のため  
るとき」  
だけで判  
いる。